中央市再生可能エネルギー導入戦略策定業務
仕　様　書

1　業務目的

本業務では、環境省の補助事業を活用して本市が実施する「2050 年脱炭素実現のための再生可能エネルギー導入目標策定業務」のうち、再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集・現状分析、地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計、本市における 2050 年の脱炭素化に向けた将来ビジョン・脱炭素シナリオの策定およびそれらを実現するための政策の検討を実施する。

2　業務概要

（1）業務名

中央市再生可能エネルギー導入戦略策定業務

（2）業務内容

①作業方針の検討

再生可能エネルギー導入戦略策定の作業方針を検討する。

②基礎情報の収集又は現状分析

ア　自然的条件・社会的条件の整理、地球温暖化対策に係る情報の収集・分析

統計資料などをもとに、地球温暖化対策に係る市の自然条件・社会条件を収集・分析する。また、市の関連計画や国・県の動向など、戦略に反映すべき関連行政計画や資料を整理する。

イ　温室効果ガス排出量の現況推計

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル Ver.1.1（令和 3 年 3 月：環境省大臣官房環境計画課）」をもとに 2013～2019 年度における市域のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を推計し、排出構造を分析する。

ウ　市域における再生可能エネルギー導入ポテンシャルの推計

市域における再生可能エネルギー導入のポテンシャルを推計する。

③将来の温室効果ガス排出量の推計

ア　現状趨勢（BAU）ケース

現状趨勢（BAU）ケース（今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合）の将来排出量は、最新の現況年度の原単位（例：世帯数あたりの二酸化炭素排出量）を固定し、活動量（例：世帯数）の変化をもとに推計する。その際、将来の計画フレーム（例：将来人口）等の計画値がある場合には、その値を採用する。

イ　対策ケース

対策ケース（現在実施している対策に加え、今後実施すべき対策の効果を考慮した場合）の将来推計を行う。以下の「④将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成」「⑤再エネ導入目標の作成」「⑥再生可能エネルギー導入戦略の策定」の検討によって作成されたシナリオ・目標・戦略に沿って、必要な施策が実行された場合の排出量を推計する。

④将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

ア 将来ビジョンの作成

エネルギー、廃棄物、都市計画、産業、交通、防災、福祉など様々な分野における行政計画を参考にしつつ、将来的に地域に起こり得る変化、それにより生じる課題、ゼロカーボンの実現に向けた施策による社会インフラや市民・事業者の行動変化、脱炭素施策による市域の経済的・社会的課題の統合的な解決等を検討し、地域の関係者の理解を得つつ、中央市の将来ビジョンを作成する。

イ 脱炭素シナリオの作成

中央市の現状を踏まえ、市域における温室効果ガス排出の将来予測のうち、温室効果ガス排出量実質ゼロ（＝ゼロカーボン実現）に向けた排出量・吸収量のカーブと、これを達成した社会の状態（脱炭素ビジョン）の実現に必要な技術・施策・事業・行動変容などを明らかにした「脱炭素シナリオ」を作成する。

⑤再エネ導入目標の作成

「③将来の温室効果ガス排出量の推計」「④将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成」の検討結果をもとに、市域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネ導入目標を作成する。

⑥再生可能エネルギー導入戦略の策定

「④将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成」、「⑤再エネ導入目標の作成」の検討結果を踏まえて、それらを実現するために必要な施策及び指標、重要な施策に関する構想を検討し、再生可能エネルギー導入戦略を策定する。

⑦地域脱炭素の実現を目指した計画策定

「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づいて、本市内に脱炭素先行地域を創出することを目指し、脱炭素先行地域に相応しい範囲を整理する。その上で、当該範囲の電力消費に伴う温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするための計画を策定する。

⑧会議の運営支援

有識者及び関係者で構成する会議を３回開催し、会議資料の作成を支援する。また、会議には３回出席し、議事要旨を作成する。

⑨打合せ・協議

本業務の遂行に当たっては、本市の関係職員と十分な協議に基づき進めていくものとする。また、本業務とは別に策定予定である地球温暖化対策実行計画の策

定に必要な情報の提供及び協議の出席などの支援を行うこと。

3　留意事項

（1）本仕様書に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。

（2）受注者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守すること。

（3）受注者は、業務の実施にあたって、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、業務を進めるとともに、目的達成のために最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い支援を行うこと。

（4）受注者は、中央市個人情報保護条例等を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

（5）本業務に必要な資料は受注者に貸与するものとし、受注者は貸与された資料について、損傷及び紛失がないよう十分取扱いに注意し、業務完了後速やかにこれを返納しなければならない。また、貸与を受けた資料は本市の許可なく外部に漏らしてはならない。

（6）本仕様書に明記されていない事項であっても、業務上当然実施すべき事項、本市が業務上必要と認める事項については、受注者において、受託金額内で実施するものとする。また、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

（7）仕様書に定めのない事項については、本市と協議し、その指示に従うこと。

4　成果品

（1）業務報告書 紙媒体 2 部（A4 版、カラー）

（2）その他、令和 3 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限の導入のための計画づくり支援事業）の完了実績報告に関し必要な事項に関すること。

（3）上記の原稿データ及び業務上作成した数値データを記録した保存媒体（CD-R 又は DVD-R）1 部

5　その他

（1）本業務は、環境省補助事業である「令和 3 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限の導入のための計画づくり支援事業 第 1 号事業の 1　https://rcespa.jp/offering/20220316_01）」の活用を予定しており、業務内容の実施、成果品については、当該補助金の交付規程及び要領等に示された内容とすること。

（2）受注者は、不測の事態により定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難になった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復

するよう努めなければならない。

（３）成果品の校正、印刷等は本市の審査を受けて行うものとし、受注者は成果品の提出後であっても不備が発見されたときは、速やかに加筆訂正を受注者の負担で行うこと。

（４）業務に関して収集した情報、報告書等の版権及び著作権は、本市に帰属するものとする。

６　連絡先

中央市市民環境課（環境担当）
〒４０９－３８９２
山梨県中央市臼井阿原３０１－１
ＴＥＬ：０５５－２７４－８５４３
ＦＡＸ：０５５－２７４－１１３０
Ｍａｉｌ：shimin-kankyou@city.chuo.yamanashi.jp